

(提出用)

遠賀霊園

受理番号

第 1 期 集合型屋外納骨施設 希望区画申出書

申込者 :

希望区画

北西・南東

側

占有区画 1 ・ 占有区画 2 ・ 共有区画

共有区画の場合

第 1 希望

番

第 2 希望

番

第 3 希望

番

柱

(申込者控え)

受理番号

遠賀霊園

第 1 期 集合型屋外納骨施設 希望区画申出書

申込者 :

希望区画

北西 ・ 南東

側

占有区画 1 ・ 占有区画 2 ・ 共有区画

共有区画の場合

第 1 希望

番

第 2 希望

番

第 3 希望

番

柱

ウラ面もご確認ください。

◆使用者の決定方法

申込者の多少にかかわらず、使用区画は募集種別ごとに抽選で決定します。抽選の方法は、疊んだ申請受理書をくじとして使用し、中身が確認できない状態で行政経営課長が引いたものを当選者とします。抽選は公開で令和7年5月23日14時から遠賀町中央公民館 視聴覚室で行う予定です。

使用区画の決定方法は、当選者の希望する区画の上位からまだ使用者が決まっていない区画を当選者の使用区画とし、希望区画すべての使用者が決定している場合は、使用者が決まっていない区画のうち、最も番号が小さいものをその当選者の使用区画とします。なお、使用者決定後の使用区画の変更は一切受け付けません。抽選の結果は遠賀町ホームページに公表し、当選者には使用区画などを記載した当選通知書と使用料と管理料の納付書を送付いたします。

◆使用者決定後の手続き

使用者に決定した人は、通知日から2か月以内に使用料及び管理料を納付し、その納付書の控えや振込依頼書などの控えのコピーと当選通知書を担当職員に提示して、「遠賀霊園墓所使用許可書」の交付を受けてください。2か月以内に使用料及び管理料の納付が確認できない場合には、使用者決定を取り消す場合もあります。なお、使用料及び管理料を分割して納付することはできません。

（郵送でのお手続きを希望する場合）

郵送でお手続きをされる場合は、納付書の控えや振込依頼書などの控えのコピーと当選通知書を送付してください。また、送付いただいた書類と「遠賀霊園墓所使用許可書」等をお送りするための返信用封筒（切手貼付、住所記載済みのもの）を同封してください。郵便料が不足している場合は、「受取人払」にて送付させていただきます。

◆再募集などについて

使用者の決定しなかった区画については、令和7年6月上旬から随時再募集を開始予定です。再募集については、個別の通知等はいきませんので、遠賀町役場行政経営課（8番窓口）か遠賀霊園事務所、遠賀町ホームページでご確認ください。